

障がい者虐待の防止及び障がい者の介護者等に対する 支援等に関する法律案骨子

第1 目 的

この法律は、障がい者虐待を受けた障がい者に対する保護のための措置、介護者の負担の軽減を図ること等の介護者に対する介護者による障がい者虐待の防止に資する支援のための措置等を定めることにより、障がい者虐待の防止、介護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障がい者の権利利益の擁護に資することを目的とすること。

第2 定 義

- 1 この法律において「障がい者」とは、障害者基本法第2条に規定する障害者をいうこと。
- 2 この法律において「介護者」とは、障がい者を現に介護する者であつて、障がい者施設関係者等及び使用者以外のものをいうこと。
- 3 この法律において「障がい者施設関係者等」とは、障害者自立支援法上の施設その他の施設（以下「障がい者施設」という。）又は同法の障害福祉サービス事業その他の事業（以下「障害福祉サービス等」という。）に係る業務に従事する者をいうこと。
- 4 この法律において「使用者」とは、障がい者を雇用する事業主（当該障がい者が派遣労働者である場合において当該派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受ける事業主を含む。以下同じ。）又はその事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者をいうこと。
- 5 この法律において「障がい者虐待」とは、介護者による障がい者虐待、障がい者施設関係者等による障がい者虐待及び使用者による障がい者虐待をいうこと。
- 6 この法律において「介護者による障がい者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいうこと。
 - ① 介護者が、障がい者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること。
 - ② 介護者が、障がい者にわいせつな行為をすること又は障がい者をしてわいせつな行為をさせること。
 - ③ 介護者が、障がい者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障がい者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
 - ④ 介護者が、障がい者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、介護者以外の同居人による①から③までの行為と同様の行為の放置等介護を著しく怠ること。

- ⑤ 介護者又は障がい者の親族が、当該障がい者の財産を不当に処分すること
その他当該障がい者から不当に財産上の利益を得ること。
- 7 この法律において「障がい者施設関係者等による障がい者虐待」とは、障がい者施設関係者等が、当該障がい者施設に入所し、その他当該障がい者施設を利用する障がい者又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障がい者について行う次のいずれかに該当する行為をいうこと。
- ① 障がい者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること。
- ② 障がい者にわいせつな行為をすること又は障がい者をしてわいせつな行為をさせること。
- ③ 障がい者に対する暴言若しくは拒絶的な対応その他の障がい者に心理的外傷を与える言動又は不当に差別的な言動を行うこと。
- ④ 障がい者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の障がい者を介護すべき職務上の義務を怠ること。
- ⑤ 障がい者の財産を不当に処分すること、障がい者に支払われるべき労働の対価を支払わないこと、障がい者を当該障がい者施設への入所若しくは当該障がい者施設の利用の目的から逸脱した労働に従事させることその他当該障がい者から不当に財産上の利益を得ること。
- 8 この法律において「使用者による障がい者虐待」とは、使用者が当該事業所に使用される障がい者について行う次のいずれかに該当する行為をいうこと。
- ① 障がい者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障がい者の身体を拘束すること。
- ② 障がい者にわいせつな行為をすること又は障がい者をしてわいせつな行為をさせること。
- ③ 障がい者に対する暴言若しくは拒絶的な対応その他の障がい者に心理的外傷を与える言動又は不当に差別的な言動を行うこと。
- ④ 障がい者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、当該事業所に使用される他の労働者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他これらに準ずる行為を行うこと。
- ⑤ 障がい者の財産を不当に処分すること、障がい者に支払うべき賃金を支払わないこと、障がい者に当該障がい者に係る労働条件と相違する行為を行わせることその他障がい者から不当に財産上の利益を得ること。

第3 障がい者に対する虐待の禁止

何人も、障がい者に対し、虐待をしてはならない。

第4 国等の責務

- 1 国及び地方公共団体は、次に掲げる責務を有すること。
- ① 必要な体制整備並びに関係各機関及び民間団体との連携強化を図ること。

- ② 障がい者の保護等の職務に携わる専門的な知識と技術を有する人材その他必要な人材の確保及び資質の向上のための措置を講ずること。
 - ③ 障がい者虐待の防止に資する事項について必要な広報その他の啓発活動を行うこと。
- 2 国民は、障がい者虐待の防止、介護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる障がい者虐待の防止、介護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならないこと。

第5 早期発見等

- 1 障がい者施設、病院、保健所、学校その他障がい者の福祉に業務上関係のある団体及び障がい者施設関係者等、医師、歯科医師、保健師、学校の教職員、弁護士その他障がい者の福祉に職務上関係のある者は、障がい者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障がい者虐待の早期発見に努めなければならないこと。
- 2 1に掲げる者は、国及び地方公共団体が講ずる障がい者虐待の防止のための啓発活動及び障がい者虐待を受けた障がい者の保護のための施策に協力するよう努めなければならないこと。

第6 市町村障がい者虐待防止・介護支援センター

- 1 市町村は、障がい者の福祉に関する事務を所掌する部局において、当該部局が障がい者虐待防止・介護支援センター（以下「センター」という。）としての機能を果たすようにするものとする。
- 2 センターは、障がい者に対する虐待の防止及び介護者の支援等のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - ① 障がい者虐待に係る通報又は届出を受理すること。
 - ② 障がい者に対する虐待の防止及び介護者の支援等に関し、相談、指導若しくは助言をすること又は相談、指導若しくは助言をする機関を紹介すること。
 - ③ 介護者による障がい者虐待に係る通報又は届出を受けた場合に、事実確認のための措置等をとること。
 - ④ 介護者による障がい者虐待を受けた障がい者を一時保護すること。
 - ⑤ 障がい者に対する虐待の防止及び介護者の支援等に関する情報を収集し、分析し、及び提供すること。
 - ⑥ 障がい者に対する虐待の防止及び介護者の支援等に関する広報啓発を行うこと。
- 3 センターには、障がい者の福祉に関し専門的な知識又は経験を有する職員を置かなければならないこと。
- 4 センターは、関係機関との連携協力体制を整備するとともに、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、障がい者虐待の防止及び介護者の支援等を図る

ための活動を行う民間団体との連携に努めるものとする。

- 5 市町村は、適当と認める者に、2に関する事務（2の④を除く。）及び第9に関する事務の全部又は一部を委託することができること。

第7 都道府県障がい者虐待防止・介護支援センター

- 1 都道府県は、障がい者の福祉に関する事務を所掌する部局において、当該部局が障がい者虐待防止・介護支援センター（以下「都道府県センター」という。）としての機能を果たすようにするものとする。
- 2 都道府県センターは、障がい者に対する虐待の防止及び介護者の支援等のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - ① 市町村に対し、障がい者に対する虐待の防止及び介護者の支援等のための必要な指導、助言その他の援助を行うこと。
 - ② 障がい者に対する虐待の防止及び介護者の支援等に関し、相談、指導若しくは助言をすること又は相談、指導若しくは助言をする機関を紹介すること。
 - ③ 障がい者に対する虐待の防止及び介護者の支援等に関する情報を収集し、分析し、及び提供すること。
 - ④ 障がい者に対する虐待の防止及び介護者の支援等に関する広報啓発を行うこと。
- 3 都道府県センターには、障がい者の福祉に関し専門的な知識又は経験を有する職員を置かなければならないこと。
- 4 都道府県センターは、関係機関との連携協力体制を整備するとともに、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、障がい者虐待の防止及び介護者の支援等を図るための活動を行う民間団体との連携に努めるものとする。
- 5 都道府県は、適当と認める者に、2に関する事務の全部又は一部を委託することができること。

第8 介護者による障がい者虐待の防止等

- 1 介護者による障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者は、ただちに、これをセンターに通報しなければならないこと。当該通報又は2の届出を受けたセンターの職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならないこと。
- 2 センターは、1の通報又は障がい者から介護者による障がい者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該障がい者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるものとする。
- 3 市町村又は市町村長は、1の通報又は2の届出があった場合には、センターの職員をして、生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる障がい者について一時的な保護をさせ、後見開始の審判の請求をする等適切な措置を講ずるものとする。

- 4 市町村長は、介護者による障がい者虐待により障がい者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、センターの職員をして、必要があれば警察署長に対し援助を求めた上で、当該障がい者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができること。
- 5 介護者による障がい者虐待を受けた障がい者について入所措置が採られた場合においては、市町村長又は当該入所措置に係る施設の長は、介護者による障がい者虐待の防止及び当該障がい者の保護の観点から、当該介護者による障がい者虐待を行った介護者について当該障がい者との面会を制限することができること。

第9 緊急ショート・ステイその他の介護者に対する支援

- 1 センターは、介護者の負担の軽減のため、介護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。
- 2 センターは、介護者の心身の状態に照らしその介護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に障がい者が短期間介護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

第10 障がい者施設関係者等による障害者虐待の防止等

- 1 障がい者施設の設置者又は障害福祉サービス事業等を行う者は、障がい者施設関係者等の研修の実施、当該障がい者施設に入所し、その他当該障がい者施設を利用し、又は当該障害福祉サービス事業等に係るサービスの提供を受ける障がい者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障がい者に対する虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。
- 2 障がい者施設関係者等による障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者は、ただちに、これをセンターに通報しなければならないこと。
- 3 障がい者施設関係者等による障がい者虐待を受けた障がい者は、その旨をセンターに届け出ることができること。
- 4 障がい者施設関係者等は、2による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けないこと。
- 5 市町村は、センターが2の通報又は3の届出を受けたときは、当該通報又は届出に係る障がい者施設関係者等による障がい者虐待に関する事項を、都道府県知事に報告しなければならないこと。
- 6 2の通報若しくは3の届出を受けたセンターの職員又は5の報告を受けた都道府県の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならないこと。
- 7 センターが2の通報若しくは3の届出を受けたとき、又は都道府県が5の報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、障がい者施設の業務又は障害福祉サービス事業の適正な運営を確保することにより障がい者施設関係者等による障がい者虐待の防止及び当該障がい者の保護を図るため、既存の関係

諸法令に基づく権限を適切に行使するものとする。

第 11 使用者による障害者虐待の防止等

- 1 事業主は、労働者の研修の実施、障がい者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の障がい者に対する虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。
- 2 使用者による障がい者虐待を受けたと思われる障がい者を発見した者は、ただちに、これをセンターに通報しなければならないこと。
- 3 使用者による障がい者虐待を受けた障がい者は、その旨をセンターに届け出ることができること。
- 4 労働者は、2による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けないこと。
- 5 市町村は、センターが2の通報又は3の届出を受けたときは、当該通報又は届出に係る使用者による障がい者虐待に関する事項を、都道府県労働局に報告しなければならないこと。
- 6 2の通報若しくは3の届出を受けたセンターの職員又は5の報告を受けた都道府県労働局の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならないこと。
- 7 都道府県労働局は、5の報告を受けたときは、当該報告に係る市町村との連携を図りつつ、使用者による障がい者虐待の防止及び当該障がい者の保護を図るため、既存の関係諸法令に基づく権限を適切に行使するものとする。

第 12 学校における障がい者に対する虐待の防止

学校の長は、教職員、児童、生徒、学生その他の学校関係者に対する障がい及び障がい者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、就学する障がい者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、就学する障がい者に対する虐待に対処するための措置その他の学校における障がい者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

第 13 医療機関における障がい者に対する虐待の防止

医療機関の管理者は、その職員その他の関係者に対する障がい及び障がい者に関する理解を深めるための研修の実施及び普及啓発、当該医療機関を利用する障がい者に対する虐待に関する相談に係る体制の整備、当該医療機関を利用する障がい者に対する虐待に対処するための措置その他の医療機関における障がい者に対する虐待を防止するため必要な措置を講ずるものとする。

第 14 雑 則

- 1 国及び地方公共団体は、毎年度、障がい者虐待の状況、障がい者虐待があった場合にとった措置等を公表するものとする。
- 2 国は、障がい者虐待の事例の分析を行うとともに、障がい者虐待があった場

合の適切な対応方法、障がい者に対する適切な介護の方法その他の障がい者虐待の防止、障がい者虐待を受けた障がい者の保護及び介護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

第15 罰 則

第6の5又は第7の5により事務の委託を受けた者等であつて正当な理由なくその委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしたものと及び第8の4による立入調査の拒否等をした者に対する罰則規定を設けること。

第16 その他

- 1 この法律は、〇〇から施行すること。
- 2 学校、医療機関及び矯正施設における障がい者に対する虐待の防止等の体制の在り方その他障がい者虐待の防止、介護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後〇年を目途として、児童虐待、被措置児童虐待、高齢者虐待及び配偶者からの暴力の防止等に関する法制度を含む虐待等の防止等に関する法制度全般の見直しの状況を踏まえ、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づき必要な措置が講ぜられるものとする。
- 3 その他所要の規定を整備すること。